

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>(別添2) 仕様書 P.3 ②測定対象の選定・調整</p> <p>「測定・調査対象を確保できるよう適宜支援する」旨の記載があります。測定・調査施設への交渉は受託事業者にはできないという認識の下、「支援」とは対象施設の確保を実現する程度の支援を頂ける認識で良いですか？</p>	<p>対象施設の選定にあたり、業務が円滑に進むように環境省側で必要な支援を行います。対象施設との最終的なやりとりは請負事業者において実施するものです。</p>
2	<p>仕様書 P.3 ④事業者へのヒアリング等による公定法と新たな計測技術による計測結果の比較</p> <p>「有望な機器があれば、環境省担当官と相談の上、デジタル機器導入済事業者へのヒアリング調査・・・」とありますが、有望な機器が見当たらない、あるいは、ヒアリング可能なデジタル機器導入済事業者が見当たらない（ヒアリング対応いただけない場合も含む）場合は、当該仕様に対する報告は「見当たらなかった」という内容になっても受容されますか？</p>	<p>調査の結果、有望な機器がないとの結論にいたることもあり得るものと承知しております。ただし、そのような調査結果になり、ヒアリングが実施できない場合は、仕様書 8. (2) にも記載があり、「本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて契約変更を行うものとする。」に該当する可能性があります。</p>
3	<p>仕様書 P.3 ④事業者へのヒアリング等による公定法と新たな計測技術による計測結果の比較、 P.4 ①新たな測定技術の評価・導入スキームに関する事例収集等、 P.4 ② 新たな測定技術の評価・導入スキーム（案）の作成、 P.5①関係者へのヒアリング調査、事例調査業務</p> <p>ヒアリング調査にあたって A 4 版カラー資料を一部ずつ資料作成することとされています。この資料の位置づけは、ヒアリングに用いる資料ではなく、ヒアリング結果を取りまとめた資料と理解してよいですか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	<p>仕様書 別添 4 提案書のカガミ及び暴力団排除に関する誓約</p> <p>電子調達システムで入札予定です。代表者の役職・氏名の捺印は省略でよいでしょうか？</p>	<p>担当者連絡先の欄に部署名、責任者名、担当者名が記載されていれば捺印は省略してかまいません。</p>
5	<p>入札説明書 P.6 (7) 再委任等の制限</p> <p>再委託をする予定ですが、様式 7 の再委任等承諾申請書は提案時に提出することが必要ですか？</p>	<p>契約書第 5 条の規定に基づき承諾を求めるものであり、契約締結後の申請となります。</p>
6	<p>仕様書 2 ではヒアリングを実施するとの記載が認められますが、ヒアリングの際に謝金をお支払いする必要がありますか。</p> <p>具体的には仕様書 2 (1) ④、2 (2) ①②、2 (4) ①のそれぞれについて、ヒアリング謝金の有無と謝金の単価、ヒアリングに係る時間をご教示ください。</p>	<p>いずれのヒアリングにおいても謝金を支払う想定はしておりません。また、ヒアリングに係る時間は一時間程度を想定しております。</p>